



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 3 0 号 令和 4 年 1 2 月 2 3 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 1 3	令和 4 年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
7 1 4	指定管理者を指定した件	グリーン社会推進課
7 1 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	環境管理課
7 1 6	指定管理者を指定した件	次世代育成・青少年課
7 1 7	同	文化資源活用課
7 1 8	同	保健福祉政策課
7 1 9	同	障がい福祉課
7 2 0	同	にぎわいづくり課
7 2 1	同	スマート林業課
7 2 2	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
7 2 3	同	同
7 2 4	指定管理者を指定した件	都市計画課
7 2 5	同	住宅課

【企業局告示】

番 号	表	題	担当課名
2		指定管理者を指定した件	

徳島県告示第七百十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び  
第一百八十条の規定により、令和四年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官  
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第六回	令和五年一月二十日（ 金曜日）まで	令和五年一月二十九日（日曜 日）	筆記試験、口述試験、 適性検査、身体検査及 び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方  
法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教  
育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について  
試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第六回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育  
法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの  
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく  
なるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他  
の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和五年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第七百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

特定非営利活動法人大川原

名東郡佐那河内村下字南林一番地一七

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

徳島県告示第七百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 鳴門観光株式会社

住 所 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番地七

代表者 代表取締役 齋藤敦夫

2 工場又は事業場

名 称 鯛丸海月

所在地 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池一五―三三

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三八に規定する入浴施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更  
変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年十二月二十三日から

令和五年一月十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第七百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県青少年センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島県青少年センター共同事業体

徳島市東大工町一丁目九番一号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

徳島県告示第七百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立埋蔵文化財総合センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター

板野郡板野町犬伏字平山八六番二

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで



徳島県告示第七百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立総合福祉センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

徳島市西新浜町二丁目三番七八号

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

徳島県告示第七百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター）	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	徳島市西新浜町二丁目三番七八号	令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）	岡田企画株式会社	同 一番町三丁目一六番地の三	同

徳島県告示第七百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。  
令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道	株式会社ネオピエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループ	板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬三四番地八	令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで
徳島県立美馬野外交流の郷	四国開発土木株式会社	三好郡東みよし町中庄二七六番地一	同
徳島県立出島野鳥公園	株式会社コート・ベール徳島	阿南市那賀川町みどり台一番地の一	同

徳島県告示第七百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	徳島県立神山森林公園	指定管理者の 名称	徳島中央森林 組合	指定管理者の主たる 事務所の所在地	名西郡神山町神領字 西上角三九番地	指定の期間	令和五年四月一日から令和十 年三月三十一日まで
徳島県立高丸山千年の 森	一般社団法人 かみかつ里山 倶楽部	勝浦郡上勝町大字福 原字川北三〇番地	同				

徳島県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 勝浦郡勝浦町	認可年月日
勝浦土地改良区	令和四年十二月六日

徳島県告示第七百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市国府町 以西土地改良区	令和四年十二月七日

徳島県告示第七百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県富田浜第一駐車場、徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場

二 指定管理者の名称及び事業所の所在地

株式会社バル

徳島市紺屋町二四番地

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

徳島県告示第七百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

新浜町団地県営住宅

二 指定管理者の名称及び事業所の所在地

亀井組グループ

鳴門市撫養町立岩字七枚一―四番地

三 指定の期間

令和五年三月一日から令和二十年三月三十一日まで



徳島県企業局告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

株式会社ティビイケイ

徳島市国府町花園五十九番地三

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで